

【推進編】景観づくりの方策

1. 推進方策のねらい

- ・景観計画に示すビジョンの実現化方策として、取組の主体、内容等を示し、各主体が景観づくりに取り組む共通指針とするとともに、取組の実施期間（短・中・長期）を示し、計画的に遂行する。
- ・取組ステップや得られる効果、イメージ等を示し、関係者が景観まちづくりに前向きに取り組みやすい素地を作るとともに既に実施されている取組を景観まちづくりに寄与する取組として位置付け、継続を支援する。

推進方策の凡例

【取組の主体】



：行田市



：市民、団体、事業者



：一人一人からはじめられる取組

【取組の実施期間】

短期

：概ね 5 年以内に着手

中長期

：概ね 5 ～ 10 年以内に着手

2. 景観づくりの推進方策

- ・以下の 3 つのテーマにより構成する。

A 骨格となる景観づくり	B 身近な景観づくり	C 景観づくりの普及啓発
主に行政が推進する面、軸、眺望、拠点など市の骨格となる景観づくりの取組	身近な景観資源を出発点とする市民ひとりから始められる協働の景観づくりの取組	景観を学び、発信し、支えるための取組、仕組みづくり

A 骨格となる景観づくり

①建築物・工作物の景観誘導

短期

- ・埼玉県景観計画に定める届出対象行為を継承し、**行田市固有の基準を定め、事前協議制度・景観アドバイザー制度を活用したメリハリある届出制度の運用**により場所の特性に即した景観形成を推進する。**公**

②屋外広告物の景観誘導

短期

- ・屋外広告物を景観を構成する重要な要素として位置づけ、**景観の配慮事項を示す**とともに**事前協議制度の運用**により、景観の観点でも協議・誘導を図る。**公**

③公共事業の景観誘導

短期

- ・多くの人々が集い利用する公共施設、公共建築物を良質な水準で形作ること、地域の景観まちづくりを先導し、民間による景観整備をより良い方向へ誘導する。**公**
- ・計画地及び周辺の景観特性を踏まえ、発注者・設計者それぞれが創意工夫を発揮し、景観協議を通じて、その場所ならではの個別解を導く。**公 民**
- ・**公共事業に対する景観デザインガイドラインを検討し、景観協議制度を運用**する。**公**

参考：優れた景観整備等の取組をもつ自治体へのアンケート調査からみる景観づくりの効果

- ・優れた景観整備（土木デザイン賞受賞等）をしている 96 の自治体に対するアンケート調査結果によると以下の項目について景観づくりの効果があったと回答されている。
- ・地域内外の人の地域に対する評価、愛着、知名度、地域らしさの認知の向上
- ・まちづくりへの参画意識、コミュニティ意識の高まり、地域活動の活発化
- ・地域を訪れてみたい、訪れる人の増加
- ・歩行者や施設利用者の増加、活動の多様化
- ・観光ツアーへの組み込み、メディア露出の増加

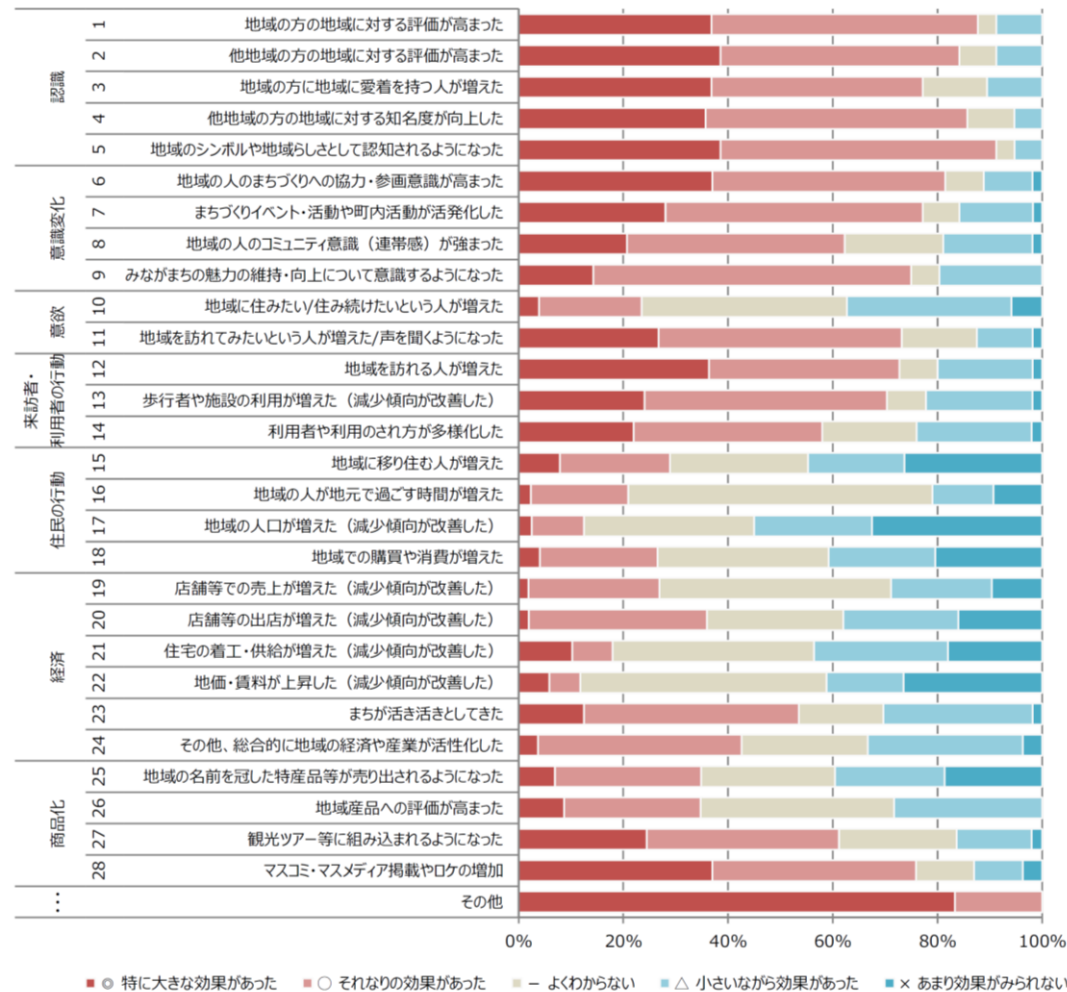


図4 効果項目ごとの効果の発現程度

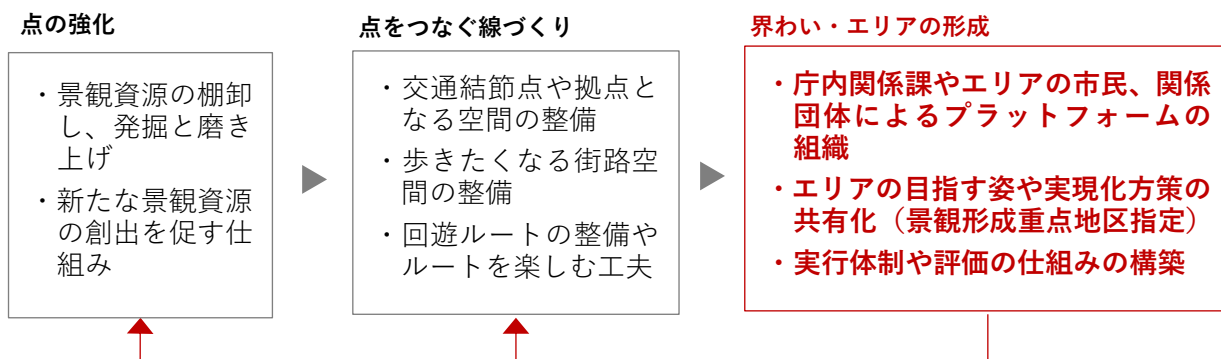
出典：良好な景観が地域にもたらす効果とその評価手法に関する考察,笠間,松田,

④重点的なエリアにおける景観づくりの推進

優先度の高いエリア：短期

中長期

- 重点地区指定の考え方に基づき、**拠点や軸等、重要なエリアに狙いを定め、景観形成重点地区の指定等による景観づくりを推進**する。重点的なエリアにおいては、市民・関係団体・事業者・行政等がエリアの目指す姿を共有し、協働でその実現に取り組むことを基本とする。**公** **民**

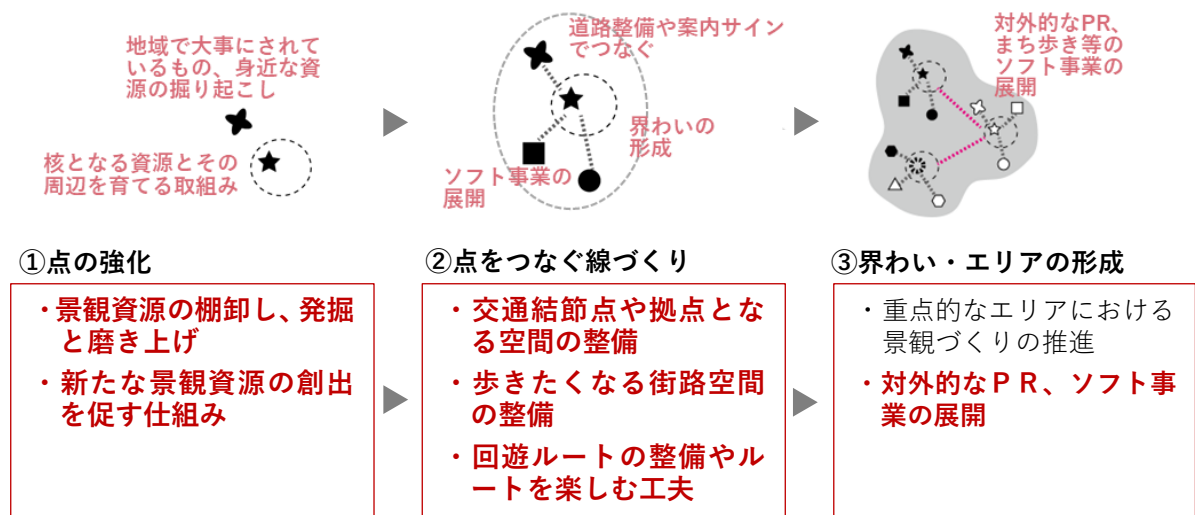


（参考：景観計画に掲載予定の重点地区候補）

エリア	ねらい	優先度の高いエリア
行田市駅周辺 まちなかエリア	・まちにぎ計画の考え方の継承と発展（モデル地区の方針、具体的施策・空間の考え方、事業推進・マネジメントの考え方等） ・八幡通りにおける取組を位置づけ、継続・発展と他地区への波及を推進	
忍城址・市役所周辺 行政・文化エリア	・シンボルの資源である忍城址及び水城公園の景観に影響する建築物、工作物、広告物の景観誘導 ・公共施設（市役所、観光案内所、公園通りの植栽・舗装、公園内の建築物・工作物等）のデザインの統一や質的向上	
さきたま古墳・古代蓮の里周辺 古代歴史エリア	・シンボルの資源であるさきたま古墳及び古代蓮の里の景観に影響する建築物、工作物、広告物の景観誘導 ・公共施設（公園内の建築物・工作物・舗装・サイン等）のデザインの統一や質的向上	
行田駅周辺エリア	・再整備された駅前広場を中心としたまとまりある景観を維持するための建築物、工作物、広告物の景観誘導	
利根大堰周辺 水辺エリア	・シンボルの資源である利根川および利根大堰を活かし、観光や自然を保全活用する取組の拠点性の向上	
各エリアを結ぶ 道路や河川・水路	・道路（舗装、構造物、植栽）、河川（構造物、植栽、親水空間）、サインのデザインの統一や質的向上 ・拠点を結ぶ路線（JR 行田駅～水城公園、公園通り、古墳通り） ・拠点を結び、親水空間整備の蓄積がある河川（忍川・新忍川・酒巻導水路等）等	

基本的な考え方

- ・ 景観形成基本計画（平成 11 年策定）で掲げる景観形成の 3 つの視点（点→線→面）を継承し、身近な景観資源を界わいの個性に繋げる景観づくり施策を推進する。
- ・ 場所により特性や景観資源、取組の状況は様々であることから、景観まちづくりに取り組む個人や団体が、取組の段階に応じて、活用・参加しやすいステップアップ型の施策を構築する。



① 点の強化

■独自の景観資産認定制度の構築

中長期

- ・歴史的な建物、公共施設、花の名所、地域のお祭り、樹木、田んぼアート等を「**景観資産**」として認定し、可視化、周知（リストアップ、マップ化等）する。公 民
 - ⇒ロードサポーターや河川環境美化など景観づくりの活動も認定し、活動を周知、支援。
 - ⇒文化財保存活用地域計画（策定中）において位置付けられた歴史的資源等も認定。
- ・認定資産や認定資産周辺の建物等の修景整備や活用を推進。公 民

ワークショップで出た景観まちづくりの取組アイデア

- ・良い景観を認定し発信してもらう取組が必要。
- ・PRのため、行政に市内の良い景観を認定し、発信してもらうなどが必要。
- ・古墳からの冬季の眺望をもっとPRする。
- ・総合公園周辺の風景は外国人からも人気でありPRしたい。
- ・田山花袋文学碑は、田舎教師の内容から印象的な部分が表碑に、学碑の由来が裏碑に記されているが、あまり知られていないためPRが必要。
- ・蔵や歴史的建造物の景観保全改修のための資金確保が課題であり、行政の補助とクラウドファンディングなどの多様な資金を混ぜ、活用できる新しい仕組みが必要
- ・ロードサポーターによる花壇整備が行われていたが、活動の継続維持が困難で現在は中止しているため持続的な活動支援が必要。
- ・市民活動に対する市からの積極的なPRがあるとよい。
- ・田代医院の建物が活用できないか。

（参考：独自の景観資産制度の事例：岩手県北上市「きたかみ景観資産」）

- ・地域の景観資源と資源を維持、改善、継承するための活動をセットで認定し次世代へ残していくための制度。景観としての価値のみならず、地域の共感があることや、景観づくり、地域づくりにつながるアイデアや可能性があることなどを要件に、北上市景観審議会において審査し現在では100件以上が認定されている。



ビオトープ／鳩岡崎親水会
（令和4年度認定）



蔵屋敷遺跡／江釣子7区自治会
（平成28年度認定）



安倍館の桜と紅葉／黒沢尻19区自治会
（平成24年度認定）

■景観重要建造物や樹木の指定

中長期

- ・認定資産から指定方針に合致するものは、**景観重要建造物や樹木として指定。** 公 民

行田市の景観資産

認定された景観資産

景観重要建造物 ・樹木の指定

- ・所有者等の適正な管理義務の他、現状変更には許可が必要

ワークショップで出た景観まちづくりの取組アイデア

- ・樹木は、人の利用、歴史、機能、維持管理等の面からあり方を考えて生かしたい。
- ・親しまれている花・みどりを守る“未来の桜を守る”取組につながっていくとよい。

景観重要建造物・樹木の指定方針

道路その他の公共の場所から誰もが容易に望見することができ、以下（ア～ウ）のいずれかに該当する建造物・樹木のうち、良好な景観の形成に重要と認められるものを所有者と協議し、景観重要建造物・景観重要樹木として指定します。

ア．地域の自然、歴史、文化等からみて、建造物の外観又は樹容が景観上の特徴を有していること

（歴史・文化的な意義がある、地域における生活や生業から形成された地域固有のものである、景観形成に先導的な特徴がある等）

イ．地域のシンボリックな存在であり、市民に広く親しまれているものであること

ウ．景観的な価値が対内外的に評価されているものであること

（県、国の景観表彰を受賞したもの／登録有形文化財／本市独自の景観資産制度等を創設した場合はその認定を受けたもの等）

（景観重要建造物の指定候補例）

- ・登録有形文化財（旧小川忠次郎商店店舗及び主屋、武蔵野銀行行田支店店舗、高澤家住宅（主屋等 5 棟）、十万石ふくさや行田本店店舗、旧荒井八郎商店、大澤家住宅、彩の国景観賞（足袋蔵、満る岡）、蒸気機関車「C5726」貴婦人、旧忍町信用組合店舗など



旧小川忠次郎商店



旧忍町信用組合店舗

（景観重要樹木の指定候補例）

- ・埼玉県の大樹番付（前玉神社の榎、真名板薬師堂の公孫樹、長久寺の公孫樹、満願寺のシダレザクラ、佐間櫨群、常福寺の椎）
- ・ぎょうだ郷土かるた（南河原小学校のすずかけの木）



真名板薬師堂の公孫樹



満願寺のシダレザクラ

(参考：景観重要建造物の指定例：川越市)

- ・伝統的建造物群保存地区以外の場所に位置する都市景観の特徴を代表する歴史的建築物に対して指定し、外観の保存に必要な工事に対する支援を実施している。
- ・現在 85 件と多くの建造物が指定されている。

(参考：景観重要樹木の指定例：横須賀市)

- ・横須賀市では、学校のシンボルツリーなどをきめ細やかに指定し、地域のランドマークとして親しまれる樹木をきっかけに始まる景観づくりの啓発を推進している。
- ・重要樹木として指定するのみならず、景観重要樹木にまつわるエピソードを随時募集し、思い出話や思い出の写真としてアーカイブしている。



田戸小学校のイチヨウ
(第 4 回指定)



思い出アーカイブされた
1952 (昭和 27 年) 頃の校舎

■新たな景観資源の創出 中長期

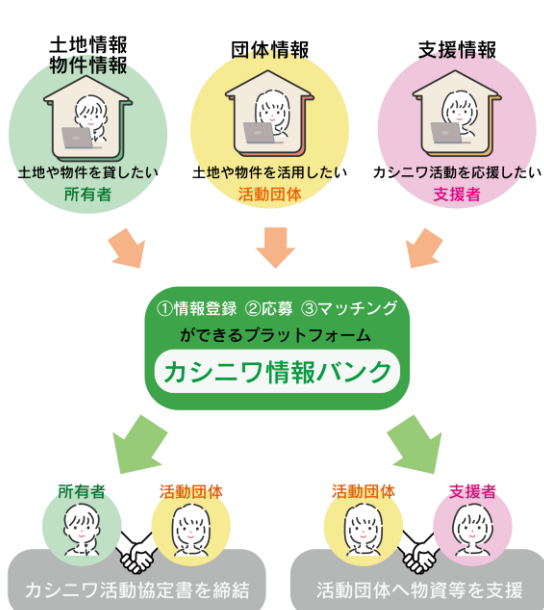
- ・空き家、空き店舗、低未利用地を活かして新たな景観資源を創出。民
- ・空き家等と活用者のマッチング支援や改修補助等の検討。公

ワークショップで出た景観まちづくりの取組アイデア

- ・駐車スペースが足りていないため、適切な配置や案内、新規整備を検討し、その際、景観的に配慮したものをつくりたい。
- ・空き地の所有者が十分に管理できていない状況が見られることから、市が所有者と地域をコーディネートし、日常的には地域で管理し、自由に使える協定のような仕組みづくりがあっても良い。
- ・空き家活用・複数人で空き家を借りる、駐車場を活用したマルシェなど空き家、駐車場を活かして資源と資源を繋ぐ取組が必要。

参考：低未利用空間をマッチングする仕組みの事例：千葉県柏市「かしにわ制度」

- ・市民団体等が手入れをしながら主体的に利用する **里山やオープンスペース、一般公開可能な庭を「カシニワ」（かしわの庭・貸す庭）**と位置づけ、**空閑地（緑地、樹林地、空き地等）の暫定利用に対する仲介プラットフォーム「カシニワ情報バンク」**を行政が運営している。



カシニワ制度の仕組み

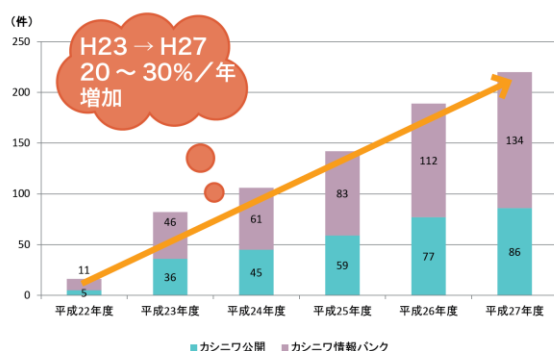


図 カシニワ制度の実績



未利用地の活用

未利用地（公共用地、約0.3ha）を地元町内会が管理し、草刈りや花壇等を整備。地域に公園的な空間が創出されるとともに、イベント等を通じて、町内会の多世代の交流やコミュニケーションの機会を創出。



空きスペースの活用

都市計画道路予定地で事業前の空きスペースを地元町内会が草刈りや花壇等を整備。

カシニワの活用例



図 カシニワの公開状況

■個人や地域で始める景観づくり

短期

中長期

- ・身近な公園の改修を市民参加型で実施し、地域の愛着を育む。公 民
- ・軒先の清掃や植栽・花植えなど外からの見え方への配慮。民 ★
⇒接道部や空地の緑化に対する助成の検討。公
- ・身近な公園や河川用水の美化活動等への参加。民 ★

ワークショップで出た景観まちづくりの取組アイデア

- ・持ち家を樹木含めていつもきれいにする。
- ・地域（公園など）の掃除や美化活動に参加する。
- ・除草などの地域活動の担い手として民間企業のマッチングを行い、企業の参加を促す。

参考：市民参加型の街区公園修景の事例：東京都八王子市

- ・市民参加ワークショップで周辺の環境から地域の色を測色し、選定した色により遊具を塗替えている。



② 点をつなぐ線づくり

■街並みづくり補助制度

短期

- ・隣り合った三軒以上の人たちが自主的に景観づくり（花手水の設置、植栽、花壇づくり、イルミネーションの設置、外壁塗装など）を協力して行う協定を結び、認定や費用補助。公 民
⇒まちなか以外でも花手水などの街並みづくりを推進し、特色ある行田市のイメージを構築する。

ワークショップで出た景観まちづくりの取組アイデア

- ・花手水につながりをもたせたい。戸田市の三軒協定のような仕組みは良いかもしれない。ハードルをなるべく下げ、お向かい、お隣くらいの単位で始められると良い。

参考：三軒協定の事例：埼玉県戸田市

- ・隣り合った三軒以上の人たちが自主的に植栽や花壇づくり、イルミネーションの設置、外壁塗装などの景観づくりを協力して行う協定を結び、認定や費用の補助をする制度。



■巡りたくなる道づくり

短期

中長期

- ・交通結節点や街路空間の整備、休憩施設やサイン等の整備。公
- ・自転車走行空間やサイン等の整備と維持管理、シェアモビリティの拡充。公
- ・回遊ルートの整備やルートの魅力化、周知。公 民
- ・街路や回遊ルートの美化活動や植栽・花植え等への参加。民★

ワークショップで出た景観まちづくりの取組アイデア

- 遊歩道・ポタリング
 - ・河川沿いに遊歩道や自転車通行帯の整備。
 - ・サイクリングロードの改善（道沿いに雑草が茂り、安全に走行できない状況がある）。
- モビリティの充実
 - ・小回りの利く循環バスの運行やレンタサイクルの充実。
- JR 行田駅周辺
 - ・JR 行田駅から観光地までの道に花や木を植樹し日影を作る／観光地までの道にサインを設置。
 - ・観光客がJR 行田駅から歩きたくなるような取組。
- 埼玉古墳群周辺
 - ・セグウェイで古墳めぐり。
- 利根大堰周辺
 - ・桜風景が素敵で風車、展望台などがあるが汚くなって暗い印象なので風車や歩道の整備。
- 行田市駅周辺・シビックエリア
 - ・市駅周辺⇄忍城⇄八幡通り⇄水城公園を歩いて巡れるようにしたい。
 - ・まちなかは狭く曲がった道を、外側は広くゆとりのある道を生かし、巡るルートを整備する。
 - ・今津蔵から八幡町通りにつながる道を活かしたい。
 - ・忍城と水城公園の距離感があるため、径のような整備を期待したい。
 - ・毎年、少しずつ道路（特に路地）の舗装の打替えができると良い。
 - ・路地はあまり整備を入れず安全に歩きやすくする程度とし、拠点間の動線はきちんと整備する。
 - ・民地の路地にも「通っていいよ」の目印として置物を置いて回遊を促したい。

参考：団体認定で市民の景観づくり活動をサポートする例：世田谷区の風景づくり団体

- ・地域風景資産の保全・育成・創出に関する活動を行う団体、風景づくりに関する普及啓発を行う団体などを認定し、区が活動 PR、専門家派遣、団体交流の場づくりなどを行っている。



資産認定をきっかけに結成した船橋小径の会

参考：集落の特徴的な街路構造を活かした修景整備：山中湖村たて道の整備

- ・地域からたて道と呼ばれ親しまれ、水辺へと繋がる重要な細街路（幅員 2 ～ 3 m）を対象に、舗装とベンチの設置等の修景整備を実施。周辺の魅力（水辺）への誘導や地域の憩いの場として機能。



たて道の修景整備

③ 界わい・エリアの形成

■景観資産のネットワーク化

中長期

- ・整理、磨き上げられた景観資源について、**景観資産銘板やオリジナルグッズの製作・配布**、観光関係者や事業者等との協働により、**ツアー等を開催**。公 民
- ・**花手水を活かしたイベント、回遊マップの作成やツアー等の継続**発展。公 民

ワークショップで出た景観まちづくりの取組アイデア

- ・城下町らしい街の形（かぎの手、行き止まり、広い狭い）を活かしつつ初めての人も探し出せる IT を活用した「まち案内システム」。
- ・迷えるマップ等を作成し、城下町ならではの迷子になれる路地を活かしたい。
- ・案内 MAP が物語を感じるものにする/案内図 MAP デザインを工夫したい。
- ・フォトスポット、眺望スポットを発掘し整備する。
- ・忍城や埼玉古墳の認知が高まったため、日本遺産に対して観光面でもサポートが必要。

参考：花手水&足袋蔵めぐり：行田市

- ・日本遺産の足袋蔵や建物、花手水スポット、市民マルシェなどをスタンプラリーで巡り、足袋蔵の再利用や市民活動などを知ってもらうイベントを年に数回開催。



イベントの様子

参考：独自の景観資産認定制度と景観ツアー実施の事例：青森県黒石市

- ・黒石市景観計画の「共有、参加、協働による景観づくり」に基づき、あずましい（注）景観写真を公募し、景観資産候補のリストアップ・マップ化。
- ・リスト化された資源について、景観資産の銘板やオリジナルグッズの製作・配布、バス会社との共働等により、公募による景観資産ツアーを継続開催。



ツアーの様子

資産銘版

（注）あずましい…津軽弁で「心地よい」「住みよい」などの意味

C 景観づくりの普及啓発

■景観表彰

中長期

- ・平成 17 年～平成 24 年まで実施していた浮き城のまち景観賞を発展させ、**優れた景観をもつ建築物や工作物、屋外広告物を表彰。** **公**

⇒一般住宅や地域で管理されている街区公園、景観資産に認定された工作物等も表彰対象とし、応募された案件を景観アドバイザー会議が評価、表彰することで景観づくりの機運を高める。

参考：表彰により周辺に機運が波及した事例：神奈川県秦野市「ふるさと秦野生活美観表彰」

- ・生活美観をキーワードに、日々の生活における身近な取組から景観まちづくりの輪を広げていくことを推進し、景観まちづくりに貢献した個人や事業者などを表彰するふるさと秦野生活美観表彰を実施している。
- ・市民投票により生活美観大賞に選定されたある斜面地の住宅では、敷地特性を活かした緑化が周辺の住宅に波及しており、良いものを褒める、PR する取組の効果が伺える。



第 1 回ふるさと秦野生活美観表彰生活美観大賞を受賞した住宅と周辺の住宅

参考：表彰により企業の社会貢献 PR に繋がっている事例：千葉市千葉都市文化賞

- ・千葉市で景観賞優秀賞を受賞した事業所について、当該企業が HP 上でプレスリリースしている。本文は「今後も～～～地域コミュニティの更なる活性化に貢献してまいります。」と結ばれており、景観賞が企業の協力的姿勢を推奨し、企業の社会貢献の PR の一助となっていることがうかがえる。



2024年07月08日

「ZOZOSTUDIO」が「千葉市都市文化賞2023 優秀賞 景観まちづくり部門を受賞」

■景観サポーター制度 中長期

- ・既存の美化清掃、花植えの活動団体を含む、景観資源の維持管理や活用、広報活動（取材・記録）への協力、屋外広告物点検への協力、景観ツアーのガイド等、**景観づくりを担う人・団体を景観サポーターとして認定。**公民

⇒景観サポーター同士の交流や活動 PR、活動支援。公

ワークショップで出た景観まちづくりの取組アイデア

- ・何事にも継続には人手・ボランティアが必要であり組織化することが必要（町会は輪番制となるため、人が変わると持続的な活動が困難）。
- ・店先や庭先を花やみどりで彩る活動など、観光ボランティアや市民がおもてなしの取組をすることが必要。
- ・景観を守る・自然を守る等のボランティアグループ（キタミソウを守る会などの自然を守る活動など）に対して、行政が補助・支援・広報のサポートを行う。
- ・忍城周辺の植栽のメンテナンスが1～2回/年であるため、雑草が伸びている状態が長く見られる。その間、住民ボランティアが管理水準をキープすることも考えられる。

■景観整備機構の指定 中長期

- ・**景観の保全・整備・支援に関して一定の業務を適正かつ確実に行うことのできる法人を指定。**公
- ・指定された法人には独自の資産認定制度の運用や情報発信、地域の景観まちづくりに関する活動のコーディネート等を行政が委託。公

ワークショップで出た景観まちづくりの取組アイデア

- ・地域と行政の連携の取組が必要。地域と行政をつなぐケアマネージャー的存在（企業や団体）がいると良い。

■景観教育の推進

中長期

- ・ 大学や景観アドバイザー、景観サポーター、景観協力団体と連携し、**生涯学習や地域の子どもを巻き込んだ学びの場づくり**。将来的には地域の小学校や中学校を対象に継続的に実施することも検討。

公 民

ワークショップで出た景観まちづくりの取組アイデア

- ・ 各団体の活動実態が分からないため、各団体が学校に対して環境・景観学習を実施することで、活動のPRや継承を行う。
- ・ 行田市の景観を守っていくのは、若者世代である。子どものうちから景観を意識するような景観学習を取り入れることが必要。

参考：親子景観セミナー：神奈川県鎌倉市

- ・ 将来の鎌倉のまちづくり・景観づくりの担い手となるこどもたちを対象に、鎌倉の魅力を知ってもらうことを目的とした景観セミナーを実施。
- ・ 単発のイベントのため気軽に参加でき、親子で参加してもらうことで親世代への景観普及にも繋がっている。



きみだけのかまくら色を発見しよう！探検！カラーチャートさんぽ

参考：子ども景観探偵団フォーラム事業：青森県

- ・ 心の醸成期にある子どもたちに対して、ふるさとに愛着と誇りを感じられる場を提供し、これからの青森県を担う人財を育成することを目的として、全県からモデル校4校を選出し、県景観アドバイザーを講師とした3回程度の出前授業を実施。
- ・ 出前事業終了後、全校が一同に会するフォーラムを実施し、それら成果を活用して景観学習テキストを作成。



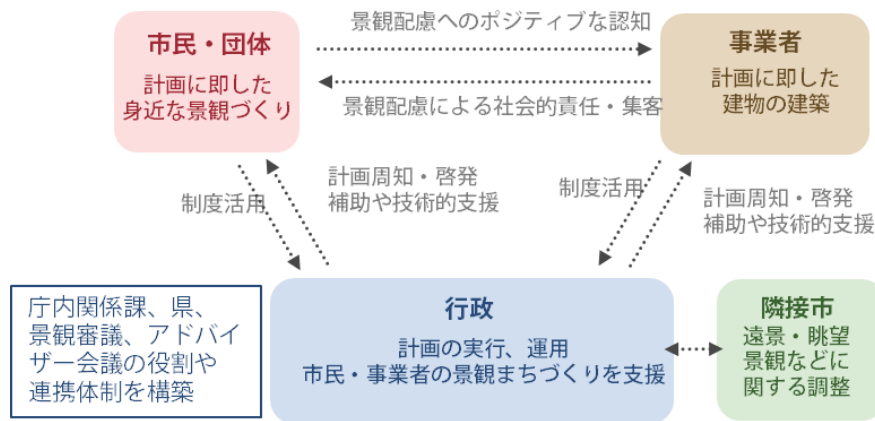
出前授業の様子



成果をまとめた冊子

3. 景観づくりの推進体制

(1) 推進体制



①行政・市民・事業者の協働

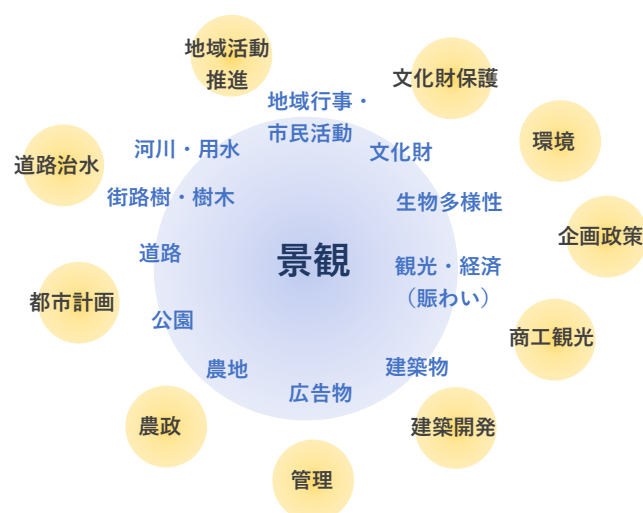
- ・三者それぞれが、景観づくりにできることから景観づくりに取り組み、互いに協力し合い相乗効果をもたらすような協働の体制づくりを目指す。

②専門家等による支援体制構築

- ・建築、広告物、色彩、ランドスケープ等多様な知見を持つ専門家の支援体制を構築し、良質な景観づくりを推進する。
- ・届出や公共事業のうち景観上大きな影響があると判断されるものや景観行政に関わる重要な事項等の調査審議は専門家や地域団体、公募市民等からなる景観審議会で行う。

③庁内関係各課の連携

- ・景観は多様な要素から構成されていることを庁内関係課の共通認識とし、横断的に景観づくりに取り組む。



④周辺自治体や関係機関との調整及び連携

- ・眺望景観や広域景観に影響があると判断される事案に対しては周辺自治体と調整連携を行う。
- ・河川用水や道路等埼玉県や国が所管する公共施設の景観誘導において関係機関と調整連携を行う。

(2) 推進スケジュール

	中項目	内容	短期 (概ね 5 年以内に着手)	中長期 (概ね 5～10 年以内に着手)
(1) 骨格となる景観づくり	①建築物・工作物の景観誘導	事前協議制度・景観アドバイザー制度を活用した届出制度の運用	運用開始	
	②屋外広告物の景観誘導	県条例の届出制度及び独自の事前協議制度の運用	運用開始	
	③公共事業の景観誘導	ガイドラインの策定、景観協議制度の運用	ガイドライン策定 制度構築 → 運用開始	
	④重点的なエリアにおける景観づくりの推進	景観形成重点地区の指定	優先度の高いエリアから順次検討	
(2) 身近な景観づくり	①点の強化	独自の景観資産認定制度の構築	資源の発掘・整理	認定・可視化・周知等
		景観重要建造物・樹木の指定		順次指定
		新たな景観資源の創出		空き家、空き店舗、低未利用地の活用推進
		身近な公園の市民参加型改修		
	②点をつなぐ線づくり	個人や地域で始める景観づくり	軒先の清掃や植栽・花植えなど、外からの見え方への配慮 身近な公園や河川用水の美化活動等への参加 活動支援・接道部や空地の緑化助成の検討	
		街並みづくり補助制度の推進	制度構築 検証 → 運用開始	
		巡りたくなる道づくり	交通結節点や街路空間の整備、休憩施設やサイン等の整備	
			自転車走行空間やサイン等の整備・維持管理 シェアモビリティの拡充	
	③界わい・エリアの形成	景観資産のネットワーク化	回遊ルートの整備やルートの魅力化、周知 ルートの美化活動や植栽・花植え等への参加	
				蓄積された景観資源を活かしたイベント実施、回遊マップ・グッズの作成等
(3) 景観づくりの普及啓発	①景観表彰			制度構築、運用
	②景観サポーター制度			制度構築、運用
	③景観協力団体の指定			制度構築、運用
	④景観教育の推進			継続的に実施

(3) 推進方法

①推進目標の設定

- ・行田市基本構想及び行田市実施計画と連動し、以下の項目について推進目標を設定する。

「行田市の景観に魅力を感じている※市民の割合」

※アンケート調査で「非常に魅力を感じる」「どちらかといえば魅力を感じる」と答えた人の割合

基準値 (R5)	28.4%
目標値 (R6)	30.0%
(R8)	33.3%
(R20)	50%超

②評価と見直し

- ・5年に一度を目安として、推進方策の実施・進捗状況や成果を報告し、今後取組むべき事項について検討する場を庁内及び景観審議会等で設定する。

